

高速自動車国道における救急業務に関する覚書

建設省、消防庁及び日本道路公団は「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」における昭和49年3月15日付けの答申及び「有料道路負担問題検討委員会」による昭和54年7月10日付けの答申の趣旨に基づき、高速自動車国道における救急業務について必要な措置を推進することとし、その実施の方法等に関し次のとおり覚書を締結する。

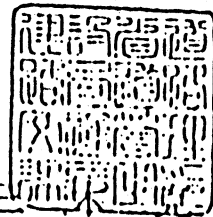
なお、この覚書の適用は昭和55年4月1日からとし、昭和49年4月1日付けで建設省、消防庁及び日本道路公団の間で締結された「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」は廃止する。

昭和55年12月1日

建設省道路局道路交通管理課長

消防庁予防救急課長

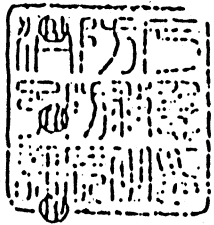
日本道路公団管理部長



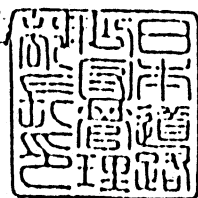
三 彦

山 越 芳 男

吉 仲



記



1 市町村による高速自動車国道における救急業務実施方式等について

高速自動車国道における救急業務を市町村（組合を含む。下記2の(2)、(3)及び(4)を除き以下同じ。）が実施する場合には、原則として、ノインターチェンジにつき、そのインターチェンジの敷地が所在する市町村（以下「インターチェンジ所在市町村」という。）がノであるときにおいては当該インターチェンジ所在市町村が、複数であるときはそのうちのいずれか一がそのインターチェンジと隣接するインターチェンジの区間を単位として上下線的方式（以下「上下線方式」という。）により担当する。

2 日本道路公団による自主救急について

(1) 「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」による昭和49年3月15日付け答申（以下「答申」という。）2(1)における「その管理区間」とは、交通管理隊が配置される管理事務所（以下答申の「交通管理分駐所」を「管理事務所」と読み替える。）の最終の管理区間となるべき区間をいう。

(2) 答申2(1)における「人口5万未満のインターチェンジが所在する市町村が救急業務を担当すべき区間」とは、上下線方式により人口5万未満のインターチェンジ所在市町村（当該インターチェンジにインターチェンジ所在市町村が2以上あり、その一が人口5万以上である場合における当該インターチェンジにかかる人口5万未満のインターチェンジ所在市町村を除く。）

が高速自動車国道における救急業務を担当するとした場合におけるその区間をいう。

- (3) 新規供用予定の高速自動車国道の区間にかかる管理事務所が答申2に該当する管理事務所であるかどうかは、毎年度、当該新規供用予定年度の前年度の8月1日現在において見込まれる当該新規供用予定年度における高速自動車国道の供用区間及び当該新規供用予定年度の前年度の4月1日におけるインターチェンジ所在市町村の全国国勢調査による人口を基礎として答申2から判定する。
- (4) 既供用の高速自動車国道の区間にかかる管理事務所が当該管理事務所を設置した年度の翌年度以降の年度において答申2(1)に該当しているかどうかは、毎年度、当該年度の前年度の4月1日現在におけるインターチェンジ所在市町村の全国国勢調査による人口を基礎として答申2(1)から判定する。
- (5) 自主救急基地の設置又は廃止については、日本道路公団と関係市町村は、あらかじめ、協議を行うものとする。
この場合において、関係都道府県は、関係機関相互の連絡調整をはかるものとする。
- (6) 市町村の救急隊は、次に掲げる場合においては、自主救急が実施されている区間についても出動する。

- ① 自主救急隊のみでは、一度に搬送し得ない数の負傷者が発生した場合及び発生したと思われる場合
- ② 自主救急隊がすでに出動している間に新たに救急事故が発生した場合
- ③ 負傷者の救出に特別な器具を必要とする場合
- ④ その他特別な事情により自主救急が実施できない場合

3 日本道路公団の救急業務実施市町村に対する財政措置について

(1) 高速自動車国道において、原則として、上下線方式により救急業務を実施する市町村（以下「救急業務実施市町村」という。）に対し、財政措置を講ずる。

(2) 日本道路公団が救急業務実施市町村に対し、財政措置として支弁する金額（以下「支弁額」という。）は、別表1に定める基礎数値を用いて算定するものとし、同表中(イ)、(ロ)及び(ニ)の項目に關し用いられる具体的数値は、当該財政措置を講ずる年度の消防庁、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団前年度末までに消防庁及び日本道路公団が確認する。

(3) 日本道路公団の救急業務実施市町村に対する財政措置は、昭和49年3月31日以前に供用開始された高速自動車国道の区間にかかる救急業務を実施している市町村にあつては、昭和49年4月1日以降において実施する当該救急業務に対して、昭和49年4月1日以後に供用開始される高速自動車国道の区間に

かかる救急業務を実施する市町村にあつては、当該供用開始された日以降において実施する当該救急業務に対して、それぞれ
調する。

- (4) 答申 4 (1)における「新たに救急隊 1 隊を設置した」とは、救急業務実施市町村の消防本部、消防署又は出張所等に、救急隊 1 隊を維持するために要する費用の積算の基礎となる人長に見合う救急隊員及び救急車 1 台以上が新たに配置され、常時、救急業務が実施できる体制が確立されたことをいう。
- (5) 答申 4 (1)のただし書における高速自動車国道における救急業務を行うために明らかに救急隊 1 隊を新たに設置したかどうかの判定は、次に定めるところにより行う。
- ① 救急隊数が 1 である救急業務実施市町村（消防法上、救急業務の実施を義務付けられているものを除く。）については、答申 4 (1)②の要件を満足しているものとみなす。
 - ② 答申 4 (1)に掲げる①から③までの要件のうち 2 要件（前記①に該当する場合には、①又は③の要件のうちいずれか）を満足し、かつ、要件を満足していない 1 要件が①である場合には次に掲げるイを、②である場合には同ロを、③である場合には同ハを満足する救急業務実施市町村については、救急隊が新設されたものとみなす。

イ 救急隊新設の時期が高速自動車国道の区間の供用開始年度と異なるが、その供用開始日の前後180日以内であること。

ロ 市町村人口 / (供用年度救急隊数 - 1) \leq 救急隊1隊当りの全国平均人口 $\times 1.1$ を満足する市町村であること。

ハ 新設された救急隊がインターチェンジから4キロメートル以内の位置にあること。

(6) 答申4(1)に該当する救急業務実施市町村であるか否かの判定は、次に定めるところにより行う。

① 当該市町村の人口、救急隊数及びインターチェンジから当該新設救急隊が配置されている消防署等までの距離は、供用開始の日(当該救急業務実施市町村にかかる高速自動車国道の区間の供用開始以後に救急隊を新設した場合においては、当該設置の日)における全国国勢調査による人口、隊数及び距離を用いる。

② 救急隊1隊当りの全国平均人口は、救急隊を設置した年度の前年度の4月1日における救急隊数及び全国国勢調査による人口(これに、1000未満の端数が生じたときは、これを1.000に切り上げる。)を用いるものとし、当該財政措置を講ずる年度の前年度末までに消防庁及び日本道路公団が

確認する。

④ 次に掲げる市町村（既に、高速自動車国道における救急業務を行うため、新たに救急隊1隊を設置したと認められた市町村を除く。）については、当該各号に掲げる日を①の供用開始の日とみなす。

一 高速自動車国道の既供用区間と新規供用区間との接点となるインターチェンジが所在する市町村

当該新規区間が供用開始された日

二 高速自動車国道の既供用区間に、新たに設置されたインターチェンジが所在する市町村

当該インターチェンジが新設された日

(7) 答申4(1)に認定された救急業務実施市町村の当該救急業務実施にかかる高速自動車国道の区間が、供用開始年度から数えて第3年度目及び第6年度目に該当する場合の当該年度の支弁額は、次式により算出した額とする。

① 供用開始年度から数えて第3年度目に該当する場合

救急隊1隊を維持するために要する費用 $\times \left(\frac{2}{3}\right) \times \frac{365 \text{日}}{3}$

$\frac{\text{供用開始年度の供用日数}}{365 \text{日}} + \frac{1}{2} \times \frac{\text{供用開始年度の供用日数}}{365 \text{日}}$

日数)

② 供用開始年度から数えて第6年度目に該当する場合

救急隊1隊を維持するために要する費用 × $(\frac{1}{2} \times \frac{365日}{$

$\frac{\text{— 供用開始年度の供用日数}}{365日} + \text{高速自動車国道への出勤率} \times$

$\frac{\text{供用開始年度の供用日数}}{365日}$)

(8) 答申4(2)を適用する場合における人口規模別の分類は、人口5万未満、人口5万以上10万未満、人口10万以上20万未満及び人口20万以上の4区分とし、いずれの区分に該当する市町村であるかは、既供用の高速自動車国道の区間にかかる市町村にあつては、毎年度、当該年度の4月1日における全国国勢調査による人口をもつて判定し、新規供用の高速自動車国道の区間にかかるものにあつては、供用開始日における全国国勢調査による人口をもつて判定する。

(9) 答申4(2)に認定された救急業務実施市町村に対する支弁額の算定は、答申4(2)により算出された額に、各市町村の当該年度の前々年の高速自動車国道への救急出勤回数に応じ、当分の間、次表の増減率を乗じて得た額とする。

年間救急出動回数	割増率
25回未満	1.0
25回以上50回未満	1.5
50回以上75回未満	2.0
75回以上100回未満	2.5
100回以上	3.0

(10) 特殊事例に関する答申4(1)又は4(2)の財政措置は、別表2に定めるところにより調ずる。

(11) 支弁額の支払等に関する事務は、次に定めるところによる。

- ① 救急業務実施市町村は、当該年度の4月1日において既供用の高速自動車国道の区間にかかるものにあつては、当該年度の上半期の当初に、新規供用の高速自動車国道の区間にかかるものにあつては当該新規供用時に、別記様式1による書面に必要な事項を記載して、当該区間を管理する日本道路公団の建設局又は管理局（以下「管理局等」という。）に対し支弁額の確認の申請をするものとし、管理局等は、これらを確認のうえ別記様式2により通知後、当該年度の4月1日において既供用の高速自動車国道の区間にかかるものにあつては、当該年度の上半期及び下半期の当初に、新規供用の高速自動車国道の区間にかかるものにあ

つては、当該新規供用時に市町村の請求に基づき、当該支弁額を支払う。

ただし、当該救急業務実施にかかる高速自動車国道の区間が供用開始した年度の途中又は当該供用開始年度の翌年度の途中において、当該供用区間における救急業務を行うため救急隊を新たに設置する計画のある市町村は、当該救急隊を設置したときに当該年度分の支弁額を一括して請求するものとし、管理局等はこれらを確認のうえ当該支弁額を支払う。

② 救急業務実施市町村に対し、答申4(1)又は4(2)に基づく財政措置を講ずべき日数（以下「支弁対象日数」という。）が1年に満たない場合における当該市町村に対する支弁額は、答申4(1)又は4(2)により算出された額に、支弁対象日数／365を乗じた額とし、前記①ただし書により答申4(1)及び4(2)の双方の適用をうける救急業務実施市町村にあつてはそれぞれの合計額とする。

③ 高速自動車国道の区間が供用開始された後、当該供用開始の年度又はその翌年度以降の年度の途中から自主救急が実施される予定の高速自動車国道の区間にかかる救急業務実施市町村について、自主救急を開始する日の変更により当初の支弁額に増減が生じたときは、自主救急開始時又は当該自主救急開始予定

の年度末においてこれを清算する。

4 日本道路公団と市町村との連携強化等について

(1) 答申5(2)における連絡協議会等は、原則として、日本道路公団の交通管制室の管理担当区間を単位に設置するものとし、必要がある場合には、一定の区間毎にその下部機関としての地区連絡協議会等を設置する。

(2) 高速自動車国道における救急業務に関する関係機関の連携強化、相互協力等に関する具体的方策については、各連絡協議会等においてそれぞれ定める。

5 昭和55年度上半期分として昭和49年4月1日付けで締結された「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」に基づき、すでに支弁された支弁金については、新たに締結された覚書の支弁金の内払いとみなす。

6 その他

この覚書に関し疑義を生じたときは、その都度建設省、消防庁及び日本道路公団が協議のうえ決定する。

別表 1

支弁額算定に必要な基礎数値

項 目	用 い る 数 値
① 救急隊1隊を維持するために要する費用	原則として、当該年度の前年度の再算定後の地方交付税単価相当額とする。
② 人 口	当該年度の前年度の4月1日における全国国勢調査による人口を用いる。
③ インターチェンジ所在市町村の一般区域（「 高速自動車国道 道区域以外の区域」をいう。）における救急件数	<p>インターチェンジ所在市町村の総救急出動件数から高速自動車国道の救急出動件数を差し引いたもので、前々年の数値を用いる。</p> <p>〔高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道の区域〕</p>
④ 高速自動車国道 への平均救急出動件数	前々年における年間平均供用延長、前々年末におけるインターチェンジ間平均距離及び消防庁調査による前々年の総救急出動件数を用いて算出する。
⑤ 高速自動車国道 における救急業務の特殊性を考慮した補正係数	一般区域における救急1に対して、インターチェンジが所在する救急業務義務実施市町村が行うべき自己の区域にかかる高速自動車国道における救急については2を、救急業務義務実施市町村が行う

高州央

自己の区域以外の高速自動車国道における救急及びインターチェンジが所在する救急業務非義務市町村が行うべき高速自動車国道における救急についてはそれぞれを補正係数とし、これに基づく合成補正係数は、当分の間、 2.71 とする。

自動車国道及び本
国連絡道路瀬戸中
央自動車道

別 表 2

特殊事例に関する財政措置

事 例	措 置 内 容
<p>㊦ 答申 4 (1)に該当した市町村が、その後組合結成又は市町村合併をした場合</p>	<p>答申 4 (1)に該当する市町村と区、財政措置を継続する。</p>
<p>㊧ インターチェンジ所在以外の市町村が、受託又は知事要請（以下「受託等」という。）により高速自動車国道における救急業務を実施する場合</p>	<p>当該インターチェンジ所在市町村以外の市町村に着目して答申 4 (1)又は 4 (2)を適用する。この場合において、当該インターチェンジ所在市町村以外の市町村が止むをえずサービスエリア又はパーキングエリアの出入口を使用して救急業務を実施するときは答申 4 (1)の㊦の要件中、「インターチェンジから」は、「サービスエリア又はパーキングエリアから」と読み替える。</p>
<p>㊨ 1市町村に連続し又は交差する路線にかかる 2 以上のインターチェンジが所在する場合又は受託等により 1 市町村が 2 以上のインターチェンジにつき救急業務</p>	<p>① 当該市町村が答申 4 (1)に該当する場合には、インターチェンジ数及び新たに設置された救急隊数にかかわらず、高速自動車国道における救急業務を実施するために新たに救急隊 1 隊を設置したものとして財政措置を請ずる。</p> <p>② ①以外の市町村については、答申 4</p>

を実施することとなる場合

(2)により算出した額に、インターチェンジの数が2である市町村については、1.5を、インターチェンジの数が3以上である市町村については2.0を乗じて得た額を支弁する。この場合におけるインターチェンジの数は、次によりそれぞれのインターチェンジごとについて算定して得た数の合計とし、その合計の1未満の端数は、当該インターチェンジのすべてが同一市町村にあるときは、これを切捨てその他のときにはこれを切上げる。

- (I) 当該インターチェンジから進入しうる方向が1方向であるインターチェンジ 0.5
- (II) 当該インターチェンジから進入しうる方向が2方向であるインターチェンジ 1.0
- (III) 当該インターチェンジから進入しうる方向が3方向であるインターチェンジ 1.5
- (IV) 当該インターチェンジから進入しうる方向が4方向であるインターチェンジ 2.0

⊖ 2の路線が1のインターチェンジにおいて交差する場合

当該インターチェンジを2とみなしたりえ、事例⊖に準じて措置する。

④ 1 インターチェンジにつき、2 の市町村が救急業務を実施する場合

それぞれの市町村に答申 4 (1)又は 4 (2)を適用して算出した額に各々 $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を支弁する。

⑤ 自主救急実施区間と市町村救急実施区間の接点となるインターチェンジが所在する市町村

当該市町村は、当該インターチェンジから自主救急実施区間内における次のインターチェンジまでの片側の区間における救急業務をも担当するものとし、当該市町村に対しては、答申 4 (1)又は 4 (2)により算出した額を支弁する。

⑥ 端末インターチェンジのみ又は半インターチェンジのみが所在する市町村

当該市町村が答申 4 (1)に該当する場合は、4 (1)により算出した額の全額を支弁し、答申 4 (2)に該当する場合は 4 (2)により算出した額に $\frac{1}{2}$ を乗じた額を支弁する。

⑦ 1 市町村に連続しない路線のインターチェンジが 2 以上存在する場合、又は受託等により 1 市町村が連続しない路線の 2 以上のインターチェンジにつき救急業務を担当することとなる場合

各路線ごとのインターチェンジにつき答申 4 (1)又は 4 (2)を適用する。

① 答申 4 (1) のただし
書きにより、市町村
が高速自動車国道の
区間が供用開始され
た年度の翌年度にお
いて、当該区間にお
ける救急業務を行う
ために新たに救急隊
1 隊を設置したと認
められる場合

当該高速自動車国道の区間の供用が開
始された年度を初年度として、当該市
町村について、答申 4 (1) を適用する。

別記様式 1

昭和 年 月 日

日本道路公団管理局等の長殿

市 町 村 長
(組合管理者)

㊦

高速自動車国道における救急業務に関する
支弁額確認申請書

高速自動車国道における救急業務に関する覚書（建設省、消
防庁及び日本道路公団昭和55年12月1日締結）に基づき
昭和 年度分の支弁額は下記のとおりでありますので、御確
認願います。

記

金額 円

救急隊新設証明書

次のとおり、〇〇高速自動車国道における救急業務を行うため新たに救急隊を設けたことを証明する。

- 1. 新設救急隊が配置された消防署等の所在地
- 2. 救急隊新設の年月日 昭和 年 月 日
- 3. 救急隊新設前後の体制

	前	後
救急隊数	隊	隊
救急隊員	人	人
救急自動車	台	台

- 4. 新たに配置した救急隊員の氏名
- 5. 新たに配置した救急自動車の型式及び車両番号
 〇 〇 型 〇 〇 〇 〇
- 6. 新設救急隊が配置された消防署等からインターチェンジまでの距離
 〇 〇 インターチェンジから 〇 〇 km

昭和 年 月 日

市町村長（組合管理者） ㊟

番 号
年 月 日

市町村長（組合管理者） 殿

日本道路公団管理局等の長

高速自動車国道における救急業務に関する
支弁額について

昭和 年度分（昭和 年 月 日から昭和 年
月 日まで）の支弁額は、昭和 年 月 日付け第
号による支弁額確認申請書のとおり金 円也と決定しま
したので、当該年度の上半期及び下半期の当初（新規供用の高速
自動車国道の区間にかかるものにあつては、当該新規供用時）に、
請求書を提出して下さい。

以 上